平成２７年（フ）第４０１６号
東京都世田谷区南烏山６丁目27―１―202
債務者　千葉　彰一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１９号
千葉県松戸市横須賀１丁目６―25
債務者　原川　祐門
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０２０号
千葉県松戸市横須賀１丁目６―25
債務者　原川　彩乃（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０２３号
神奈川県小田原市別堀61―１
債務者　千葉　直人
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０２５号
埼玉県川越市大字寺尾1176―２―Ｂ―103
債務者　中村　大地
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０２６号
神奈川県海老名市中央３丁目３―13―216
債務者　佐々木正利
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０３０号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目20―５―402
債務者　平岡　光美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０３８号
東京都大田区大森東３丁目５―10　第二和合荘102
債務者　金澤　正和
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４１号
岡山市北区田中103番地111イーストハイツ103号、旧住所岡山市北区田中642番地４チューリップハイツＢ棟105号
債務者　桐本真由美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９４号
横浜市青葉区市ケ尾町1172番地11　グレイス下山203、申立時の住所横浜市都筑区東山田４丁目５番１―1304号
債務者　浅沼　正身
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０６号
神奈川県藤沢市弥勒寺502番地　平和荘101
債務者　吉原　伸幸
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０８号
横浜市西区浅間町５丁目381番地５　興水荘101号
債務者　木津谷　岳
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
長野県佐久市中込171番地３　１棟401号
債務者　加藤　和代
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後３時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第７号
熊本県菊池市隈府466番地８　茂田ハウス４号、前住所熊本県菊池市亘340番地　渡辺アパート202号室
債務者　家入　尚美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第６２７号
静岡市清水区江尻台町３番10―２号、旧住所静岡県三島市（光ケ丘）4642番地の16
債務者　木村美代子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部